

広島県告示第千百四十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定によつて、自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年十一月二十六日

広島県知事 藤田雄山

指定障害福祉サービス事業者 の称	所在地 の所在 地	障害福祉サービス事業所 の称	指定年月日
社会福祉法人広島岳心会 づみの森	呉市郷原町二三三番地一 尾道市久保町一	デイセンターのろさん り センターあおぎ	行う事業所
社会福祉法人あい	呉市苗代町一四番地一 尾道市久保町一	所 在 地	
四月一日 平成一九年	四月一日 平成一九年		